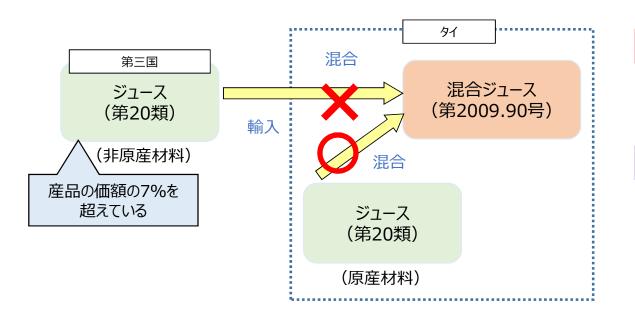
産品名	混合ジュース	HS番号	第2009.90号(HS2002 [※]) ※2022年1月1日からHS2017
協定名	日タイ協定	特恵符号 (申告時の原産地証明書の記載)	PS(実質的変更基準を満たす産品)
品目別規則	第2009.90号の産品への他の類の材料からの変更(第7類又は第8類の材料からの変更を除く。)		
概要	材料を確認したところ、原産材料と非原産材料の第20類のジュースを混合していることが判明。 第20類の非原産材料については、他の類の材料からの変更が行われていないことから、品目別規則を満たさない。また、当該非原産材料の産品に占める価額割合が7%を超えており、僅少の非原産材料の規定も適用できない。したがって、日タイ協定上のタイ原産品と認められない。		



品目別規則を満たすための要件

第20類(又は第7類若しくは第8類)の材料を 使用する場合は、原産材料であることが必要

僅少の非原産材料を適用するための要件

品目別規則を満たさない非原産材料の価額割合 が特定の割合を超えないことが必要